

新潟リハビリテーション大学 ロゴマーク規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟リハビリテーション大学(以下「本学」という。)のロゴマークに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 本学のロゴマークは、別図1のとおりとする。

(使用範囲)

第3条 ロゴマークを使用できる媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) ホームページ、広報誌、パンフレット、封筒、レターヘッド、プレゼンテーション用テンプレート、名刺、その他これらに類するもの
- (2) その他学長がロゴマークの使用を許可したもの

(使用資格者)

第4条 ロゴマークを使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学の学生
- (4) その他学長がロゴマークの使用を許可した者

(使用の原則)

第5条 ロゴマークの使用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学長が許可するものを除き、営利目的に使用してはならない。
- (2) 品位と尊厳を損なわないように配慮しなければならない。

(使用許可の手続き)

第6条 第4条に掲げるロゴマーク使用資格者が第3条第1項第1号に掲げる範囲以外でロゴマークを使用するときは、使用許可願(別紙様式1)を事務局入試広報課に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 本学は、ロゴマークの使用に起因する損害又は損失について、一切の責任を負わない。

(第三者使用の禁止)

第7条 ロゴマークを使用する者は、第三者にロゴマークを使用させてはならない。

(使用許可の取消等)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 第6条に定める使用許可願の内容に虚偽があったとき。
- (2) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
- (3) その他ロゴマークの使用が不相当と認められるとき。

2 本学は、前項の規定により使用許可を取消し、又は使用を停止させたことにより損害又は損失が生じることがあっても、その責任を負わない。

(事務)

第9条 ロゴマークに関する事務は、事務局入試広報課において処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営委員会の議を経て、学長が行い、理事会に報告する。

附則

この規程は、平成29年6月5日から施行する。

図1 (第2条関係)



Niigata University of Rehabilitation
新潟リハビリテーション大学

別紙様式1（第6条関係）

新潟リハビリテーション大学ロゴマーク使用許可願

平成 年 月 日

新潟リハビリテーション大学学長殿

申請者 団体名（又は部署等・職名）

代表者住所

氏名 印

下記のとおり、新潟リハビリテーション大学ロゴマークを使用したいので、許可願います。
なお、許可された上は、新潟リハビリテーション大学ロゴマーク規程を遵守いたします。

記

使用図案	別紙のとおり（使用状態が分かるものを添付すること。）
使用目的	
使用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
連絡先	連絡先（又は内線）（ ）、E-mail（ ）

（以下は記入不要）

キリトリ

新潟リハビリテーション大学ロゴマーク使用許可証

許可第 号

平成 年 月 日

申請者 殿

新潟リハビリテーション大学学長 印

上記使用許可願のとおり、新潟リハビリテーション大学ロゴマークの使用を許可します。
なお、使用許可に際して新潟リハビリテーション大学ロゴマークの使用に起因する損害又は
損失について、一切の責任を負わないものとします。

許可条件

- 1 新潟リハビリテーション大学 ロゴマーク規程を遵守すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用許可を取消し、又は使用を停止させることがある。
 - （1）使用許可願の内容に虚偽があったとき
 - （2）本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき
 - （3）その他ロゴマークの使用が不相当と認められるとき。